

○大野市教育委員会公印規則

昭和42年6月27日

教委規則第4号

改正 昭和43年12月25日教委規則第5号

昭和55年4月25日教委規則第3号

昭和58年5月2日教委規則第2号

昭和58年10月1日教委規則第5号

昭和60年3月27日教委規則第3号

昭和61年3月28日教委規則第1号

昭和61年3月28日教委規則第2号

昭和62年3月25日教委規則第1号

平成元年3月30日教委規則第3号

平成3年3月25日教委規則第3号

平成4年3月6日教委規則第1号

平成5年3月26日教委規則第2号

平成8年3月19日教委規則第6号

平成8年12月25日教委規則第11号

平成12年7月1日教委規則第3号

平成13年3月28日教委規則第3号

平成13年7月1日教委規則第5号

平成17年11月4日教委規則第21号

平成18年7月26日教委規則第9号

平成19年3月27日教委規則第6号

平成19年4月27日教委規則第9号

平成26年3月27日教委規則第3号

平成27年3月26日教委規則第2号

平成30年3月29日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、大野市教育委員会及び大野市教育委員会の所管に属する学校、公民館その他の教育機関（以下「学校等」という。）における公印の管理及び使用その他公印について必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類等)

第2条 公印の種類、ひな形、書体、寸法、公印管理課（以下「管理課」という。）用途及び個数は、別表のとおりとする。

(公印の管理)

第3条 公印は、常に堅固な容器に納め原則として錠を施し、管理については、次の区分に従い当該区分ごとに定める者が管理しなければならない。

(1) 執務時間 管理課の長及び学校等の長

(2) 休日及び退庁時間後 保管箱（金庫）

(公印の使用)

第4条 公印を使用するときは、押印しようとする文書に決裁済の原議書を添え教育総務課長又は管理課の長及び課長が指定した職員に提示し、確認印（様式第3号）を受けた後押印し、かつ、契印をしなければならない。

2 前項の確認を行った者は、当該原議書の所定の欄に認印をしなければならない。

(公印の調製、改刻及び廃棄の申請)

第5条 公印の管理課長等（以下「保管者」という。）は、公印を調製し、又は廃棄する必要があると認めるときは、公印調製（改刻）（廃棄）申請書（様式第1号）を教育長に提出し承認を受けなければならない。

(公印台帳)

第6条 公印の保管者は、教育委員会に備えてある公印台帳（様式第2号）に公印の種類、印影その他必要な事項を登録しておかなければならない。

(公印の事故)

第7条 公印の保管者は、公印に盗難、紛失又は偽造等の事故が生じたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年教委規則第3号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、現に使用している公印は、この規則の規定により調製したものとみなし、新たに調製するまでの間、なお使用することができる。

附 則（昭和 58 年教委規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 58 年教委規則第 5 号）

この規則は、昭和 58 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年教委規則第 3 号）

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年教委規則第 1 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年教委規則第 2 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年教委規則第 1 号）

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年教委規則第 3 号）

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年教委規則第 3 号）

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年教委規則第 1 号）

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年教委規則第 2 号）

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年教委規則第 6 号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年教委規則第 11 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年教委規則第 3 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年教委規則第 3 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年教委規則第 5 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年教委規則第 21 号）

この規則は、平成 17 年 11 月 7 日から施行する。

附 則（平成 18 年教委規則第 9 号）

この規則は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年教委規則第 6 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年教委規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年教委規則第 3 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年教委規則第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）








- 2 この規則の施行の日の前日において在職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例により在職する間は、第 1 条の規定による改正前の大野市教育委員会公告式規則第 1 条、第 2 条の規定による改正前の大野市教育委員会会議規則、第 3 条の規定による改正前の大野市教育委員会事務局組織規則第 1 条、第 4 条の規定による改正前の大野市教育委員会教育長事務委任規則第 1 条及び第 4 条、第 5 条の規定による改正前の大野市教育委員会公印規則別表、第 6 条の規定による大野市教育委員会傍聴規則第 2 条から第 6 条までの規定は、なおその効力を有する。








附 則（平成 30 年教委規則第 3 号）



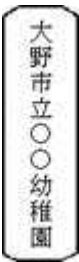




この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。








別表（第 2 条関係）







公印の種類	ひな形	書体	寸法ミ リ	公印管理 課	用途	個数

大野市教育委員会の印		てん書	方24	教育総務課	辞令用	1
大野市教育委員会の印		てん書	方29	教育総務課	賞状用	1
大野市教育委員会の印		てん書	方21	教育総務課	一般文書用	1
教育長の印		てん書	方21	教育総務課	教育長名をもってする文書	1
教育長職務代理者の印		てん書	方21	教育総務課	教育長が欠けた場合	1
教育委員会局長の印		てん書	方21	教育総務課	局長名をもってする文書	1
教育委員会課長の印		てん書	方21	教育総務課及び、生涯学習課及び文化財課	課長名をもってする文書	2

教育委員会室長の印		てん書	方 2 1	文化振興室及びスポーツ振興室	室長名をもってする文書	2
教育委員会の印		てん書	長 3 0 幅 1 2	教育総務課	賞状用契印	1
大野市〇〇〇学校の印		てん書	方 2 4	学校	小・中学校名をもってする文書	1 5
大野市〇〇〇学校長の印		てん書	方 2 1	学校	小・中学校長名をもってする文書	1 5
大野市〇〇〇学校の印		てん書	方 6 0	学校	賞状・卒業証書用	1 5
大野市〇〇〇学校の印		てん書	長 4 5 幅 1 0	学校	賞状用契印	1 5
大野市立〇〇幼稚園の印		てん書	方 2 4	幼稚園	幼稚園名をもってする文書	5

大野市立〇〇幼稚園長の印		てん書	方 2 1	幼稚園	幼稚園長名をもってする文書	5
大野市立〇〇幼稚園の印		てん書	方 4 5	幼稚園	卒業・終了証書用	5
大野市立〇〇幼稚園の印		てん書	長 4 5 幅 1 0	幼稚園	卒業・終了証書契印	5
大野市生涯学習センター館長の印		てん書	方 2 1	生涯学習センター	生涯学習センター館長名をもってする文書	1
大野市〇〇公民館の印		てん書	方 2 4	公民館	公民館名をもってする文書	9
大野市〇〇公民館長の印		てん書	方 1 8	公民館	公民館長名をもってする文書	9
大野市文化財保護審議会の印		てん書	方 2 1	文化振興 室文化財 課	大野市文化財保護審議会名をもってする文書	1

大野市文化財保護審議会会長の印		てん書	方21	文化振興 室文化財課	大野市文化財保護審議会会長名をもってする文書	1
大野市通学区域審議会の印		てん書	方26	教育総務課	通学区域審議会名をもってする文書	1
大野市図書館の印		てん書	方24	図書館	図書館名をもってする文書	1
大野市図書館長の印		てん書	方21	図書館	図書館長名をもってする文書	1
大野市B&G海洋センター所長の印		てん書	方21	大野市B&G海洋センター	海洋センター所長名をもってする文書	1
大野市エキサイト広場総合体育施設所長の印		てん書	方24	エキサイト広場総合体育施設	エキサイト広場総合体育施設所長の名をもってする文書	1
大野市史編さん委員会の印		古印体	方21	文化振興 室文化財課	市史編さん委員会名をもってする文書	1

大野市史編さん 委員会委員長の 印		古印 体	方21	文化振興 室文化財 課	市史編さん 委員会委員 長名をもっ てする文書	1
大野市文化会館 長の印		てん 書	方21	文化振興 室生涯学 習課	文化会館長 をもってす る文書	1
大野市青少年教 育センター所長 の印		てん 書	方21	大野市青 少年教育 センター	大野市青少 年教育セン ター所長名 をもってす る文書	1
大野市学校給食 センター所長の 印		てん 書	方21	教育総務 課	学校給食セ ンター所長 名をもって する文書	1
本願清水イトヨ の里館長の印		てん 書	方21	本願清水 イトヨの 里	本願清水イ トヨの里館 長名をもっ てする文書	1
大野市博物館長 の印		てん 書	方18	大野市歴 史博物館	大野市博物 館長名をも ってする文 書	2

様式第1号(第5条関係)

様式第1号(第5条関係)

公印調製(改刻)(廃棄)申請書

年 月 日

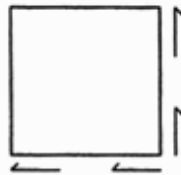
大野市教育委員会教育長 殿

(公印管理課長)職 氏 名

下記のとおり公印の調製(改刻)(廃棄)について申請します。

記

- 1 理由
- 2 書体及び寸法
- 3 公印名
- 4 使用開始(廃棄期日) 年 月 日
- 5 印影



様式第2号(第6条関係)

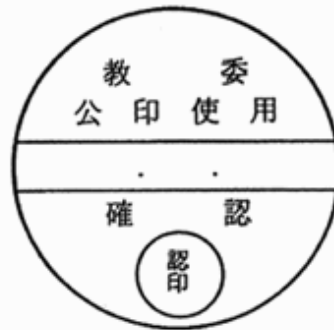
様式第2号(第6条関係)

公 印 台 帳
施設名

公 印 名			書 体	
			寸 法	
調 製	年 月 日			
印 影	<div style="border: 1px dashed black; width: 200px; height: 150px; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center;">押印</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>			
廃棄	日 付			
	理 由			
摘 要				

様式第3号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)



(注) 教委の文字は、学校等に読み替える。